

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第20号(平成19年7月30日)

宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 広域連合の保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する重要事項を調査審議するため、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、広域連合長、議会の議長、選挙管理委員会又は監査委員(以下「実施機関」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第18号)第6条第1項に規定する開示決定等についての不服申立て

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。)第21条第1項、第30条第4項又は第36条第4項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立て

個人情報保護条例第4条第4項第2号、第6条第3項第8号若しくは第4項第2号、第8条第8号又は第9条第2項若しくは第3項の規定により意見を求められた事項

2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、広域連合の保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き，委員の互選によって定める。

2 会長は，会務を総理し，審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，あらかじめ会長が指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は，会長が招集し，会長がその議長となる。

2 審査会の会議は，委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は，必要があると認めるときは，実施機関の職員その他の関係者に対し，出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(不服申立てに係る事件の調査権限)

第8条 審査会は，第2条第1項第1号又は第2号に規定する不服申立て(以下「不服申立て」という。)について諮問があった場合において，必要があると認めるときは，諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し，当該不服申立てがあった開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合において，何人も，審査会に対し，提示された行政文書又は当該行政文書に記録されている個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は，審査会から前項の規定による求めがあったときは，これを拒んではない。

3 審査会は，必要があると認めるときは，諮問実施機関に対し，第1項に規定する

開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由その他必要と認める事項を，審査会の指定する方法により分類し，又は整理し，審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に規定するもののほか，審査会は，不服申立てに係る事件に関し，不服申立人，参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること，適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ，又は鑑定をさせることその他必要な調査をすることができる。

（不服申立てに係る事件の意見陳述）

第9条 審査会は，不服申立人等から申立てがあったときは，当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし，審査会がその必要がないと認めるときは，この限りでない。

- 2 前項本文の場合において，不服申立人又は参加人は，審査会の承認を得て，補佐人とともに出席することができる。

（不服申立てに係る事件の意見書等の提出）

第10条 不服申立人等は，審査会に対し，意見書又は資料を提出することができる。

ただし，審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは，その期間内にこれを提出しなければならない。

（不服申立てに係る事件の提出資料の閲覧等）

第11条 不服申立人等は，審査会に対し，審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において，審査会は，第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ，その閲覧等を拒むことができない。

- 2 審査会は，前項に規定する閲覧等について，日時及び場所を指定することができる。

3 第1項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議の会議の非公開)

第12条 第2条第1項各号に規定する事項について調査審議する審査会の会議は、公開しない。

(答申書の公表等)

第13条 審査会は、不服申立てについての答申又は第2条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

2 審査会は、不服申立てについての答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

(秘密の保持)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第14条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。